

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	22
許認可等の種類	戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利の裁定			
根拠法令条例等・条項	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第2項			
許認可等の概要	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利の裁定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 * (法令等の規定において言い尽くされているため。) [参考] 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第1項 一定の基準日において戦傷病者等の妻(婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含み、離婚の届けをしていないが、事実上離婚したと同様の事情があったと認められる者を除く)であって同日において日本国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一定の基準日前に日本の国籍を失った者</li> <li>2 前号の期間内に離婚により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者</li> <li>3 禁固刑以上の刑に処せられ、一定の基準日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなっていない者</li> <li>4 当該戦傷病者等が一定の基準日前に死亡した場合において、その死亡後同日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となった者</li> </ol> <p>戦傷病者等とは……戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第2条に規定 特別給付金を受ける権利の受継について……同法第5条に規定 時効について……同法第6条に規定</p> <p>なお、詳細については『「特別弔慰金・特別給付金支給法の解説」(平成16年3月18日)及び「平成18年改正 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 戦没者等の妻に対する特別給付金 事務処理の手引」(平成19年2月) 厚生労働省社会・援護局援護課 発行』により審査している</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (法律の改正ごと(10年毎)に請求書が、短期間に集中して提出されるため。)			
期間の制定根拠	—			